

平成 24 年 5 月 24 日

大田区議会議長

高 瀬 三 徳 様

防災・安全対策特別委員長

鈴 木 隆 之

防災・安全対策特別委員会中間報告書

本委員会に付託された調査事件につき、現在までの調査状況を下記のとおり報告する。

記

- 1 調査事件 (1) 防災対策について
 (2) 危機管理対策について
 (3) 地域防犯対策について

- 2 中間報告

当委員会では、大地震や台風・豪雨などの自然災害、多様化・複雑化する犯罪から区民の生命・財産を守り、安全・安心に暮らせるまちづくりを実現するため、調査・研究を行ってきたが、これまでの調査・研究結果について報告する。

- (1) 東日本大震災への対応と防災対策

平成 23 年 3 月 11 日に発生したマグニチュード 9.0 の巨大地震は、未曾有の揺れと津波により、岩手、宮城、福島県をはじめ、甚大な被害をもたらす大惨事となった。

全国の死者・行方不明者は約 2 万人、全・半壊した建物は約 38 万戸以上にも及び、多くの方が仮設住宅等での生活を余儀なくされている。

また、東京電力福島第一原子力発電所も被害を受け、大量の放射性物質の放出を伴う原子力事故となり、多くの住民が避難を強いられる状態が続いている。

① 区の発災時対応

・初動対応と帰宅困難者対応

区は地震発生後、ただちに「災害対策本部」を設置するとともに被害状況の把握等を開始した。人的被害や火災発生こそなかったものの、建物被害、道路・橋梁等の物的被害が生じた。

また、首都圏の鉄道は相次いで運転を見合わせ、幹線道路などで渋滞も発生したことから、多くの帰宅困難者が発生することとなった。このため区は避難所の開設とともに、帰宅困難者の一時収容施設として山王小学校、区民ホールアプリコ、産業プラザなどの区施設、また日本工学院専門学校、都立蒲田高校の協力のもと、区内全体で46箇所、最大約3,150名を収容した。なお、鉄道の運行再開にあわせ徐々に収容人数は減少し、地震発生翌12日午後2時には全ての一時収容施設と避難所を閉鎖した。

膨大な数の帰宅困難者等への対応は、行政による「公助」だけでは限界があり、自助や共助も含めた総合的な対応が不可欠であることが明らかになった。

こうした経緯を踏まえ、当委員会は、一斉帰宅の抑制や一時滞在施設の確保、帰宅支援等について、今後区が東京都や近隣自治体、事業者、地域などと連携し、具体的な運用方法などを定めるとともに、帰宅困難者に対する的確な情報提供などを行い、それら対策の周知を図る必要があると考えている。

・計画停電対応

福島第一原子力発電所の事故により、東京電力は計画停電を実施することとなった。

大田区でも一部地域が対象となり、区では新聞朝刊による折込チラシの配布、防災行政無線、区設掲示板、区民安全・安心メールサービス、ホームページなどにより広報活動を実施したが、最終的に区内の計画停電は見送られ、実施されないことになった。しかし、当初、大田区内でも複数カ所が計画停電の対象になるという情報が流れ、区への問い合わせの電話が

殺到し、かなり混乱があった。こうした状況を踏まえ委員からは、ホームページを見ない高齢者等の区民が多いことから、区設掲示板による広報活動が重要だという意見が出された。

・原発事故対応

福島第一原子力発電所の事故後、東京都金町浄水場で「乳児の飲用に關する暫定的な指標値」を超える放射性ヨウ素が検出され、乳児に対し2日間の水道水摂取制限が実施された。このため、区は東京都搬送分と区で調達した飲料水を地域健康課で配布した。配付場所である地域健康課は区内に4箇所のため、取りに行く方に負担だったことから、今後このような事態の際は、もっと区民に身近で利便性がよい出張所でも配付するとの報告が委員会でもなされた。

また、委員会では、子供たちの受ける放射能の影響を心配する保護者がいるなかで、区は論拠を明確にし、公式見解として放射線測定の有無を区民に説明すべきではないかという意見が出た。区からは、きちんと状況を見ながら、必要があれば対応する準備はしているとの報告があった。委員からは、区民の命と健康を守るため、区で放射線の測定を行い、区民の不安を取り除き、安全に生活できるということを示すべきであるとの意見があった。このため、区は、昨年6月から独自で区立小・中学校、保育園、大規模公園等で空間放射線量等の測定を実施し、その結果は区報、ホームページ等で公開している。なお、測定結果のほとんどは国際放射線防護委員会が勧告した指標値「平常時は年間1ミリシーベルト」より低い値となっているが、一部学校の雨どい付近等で毎時0.25マイクロシーベルト以上が計測された場所の除染も確実に実施しているとのことである。

このように、委員会での議論を受け、区が対策を実施し、目に見えない「放射線量」を測定し、その結果を目に見える形で公表していることは、区民の安心につながることであり、委員会は大変評価するところである。

② 区の被災地支援

区は、被災地域の甚大な被害に対し支援・対応するため、被災地支援本部を3月17日に立ち上げ、同日、宮城県東松島市へ救援物資の輸送を実施し

た。また、3月23日から被災者の受け入れを開始し、現在も区営住宅等に受け入れている。

4月7日には区と区民の協働で「被災地支援ボランティア調整センター」を発足させ、同センターを中心に東松島市へのボランティア派遣、区内に避難されている方の交流会などを実施している。

そして、被災地での復旧活動を行う中で、作業を効率良く行うための道具として、区内企業の技術力と協力により「大田の輪」「大田すくいの手」が作成され、作業能率が向上したとのことである。

また、特別区長会からの派遣要請に応え、仙台市などへ多岐に渡る職種の職員派遣を実施するとともに、東松島市とは昨年7月に「災害時における大田区と東松島市との相互応援に関する協定」を締結し、締結前に引き続き個別に職員派遣を実施していることが報告された。当委員会は、今後の職員派遣の体制づくり等について、現地のニーズを把握しながら進めてもらい、できるだけ長期にわたって継続し、派遣職員のケアもしっかりやるべきであるとの結論に至った。

(2) 大田区総合防災力強化検討委員会

区は平成23年7月に区民、地域の関係団体、学識経験者などからなる「大田区総合防災力強化検討委員会」を設置した。この検討委員会では、今回の大震災により得られた教訓を生かし、大田区における災害対応のあり方について、さまざまな角度から議論を深めたとの報告があった。

このたび提出された報告書では、東日本大震災により明らかになった区における課題とその解決のため、防災力強化のための「5つの柱」を立てるとともに、5つの主要対策、「区民の命を守る」ための12の重要対策、「最低限の生活を守る」ために11の重要対策を掲げており、今後、区はこの報告を受け、地域防災計画や各種計画に反映させていくとのことである。

この報告書の作成にあたって委員からは、避難所における男女の区分け・住み分け、更衣室やトイレの問題といった「女性の人権」を守るための提言がなされ、これにより重要対策の項目のひとつとして「人権に配慮した防災対策」が盛り込まれることとなった。

(3) 被害想定の見直し

これまで一定の想定のもとに行われてきたさまざまな防災対策は、『想定外』であった東日本大震災を境に抜本的な見直しを迫られることとなった。

そのような中で、当委員会としては、東京都防災会議地震部会が4月18日に東京湾北部地震発生の際の想定被害について、2006年の前回想定を大きく上回る発表を行ったことを受けて、区は、今回の想定において、被害の増大の要因がどこにあるのかをしっかりと分析し、減災に向けて早期に具体化できるよう、防災対策を推進していくべきであるとの見解で一致した。

さらにその想定を超える大災害に対しても、区はもとより、区民、地域、企業などが一体となって備え、まず命を守り、そして最低限の生活ができるように取り組んでいくことが求められている。

(4) 総合防災訓練の実施

被災時にどのような行動をなすべきかは、常日頃から訓練を重ね、備えることで身につくものである。昨年の総合防災訓練は4つの特別出張所管内で実施されたが、今般の大震災を受け、実際に即した訓練が多く取り入れられたのが特徴的であった。

本物の炎を標的とした訓練、学校体育館にて毛布・断熱シートを使用した避難所宿泊体験訓練、高層マンション住民等を対象としたベランダ隔壁破壊訓練、受水槽からの給水訓練等を実施したとのことである。また、医師会等による医療救護所開設訓練、区内4消防署合同によるり災証明発行説明コーナーの設置などが実施されたとの報告を受けた。

この報告に対し委員からは、学校へ避難する訓練が多いことから、災害時にはとにかく学校へ避難すればよいと思っている区民が多い。延焼から逃れるための一時避難場所や帰宅困難者に対する収容施設など、状況に応じて、誰がどこに避難するのかの整理・周知が必要であるとの意見が出された。また、高層マンション訓練に関しては、区内の区営・都営住宅等の高層住宅住民に対する訓練の計画や方法についての質問があり、それに関連して当委員会において高層住宅における防災対策についても検討が行われた。これとは別に、他の委員からは、木造密集地域での火災の恐ろしさ、都市型火災に対する防災意識の啓発も訓練のひとつのメニューとして行っていくべきであるとの意見が出され

た。

(5) 安全・安心なまちづくりの推進

木造密集地域における延焼被害を防ぐためには、建物の不燃化に加え、避難道路や公園の整備などが有効と考えられる。

このたび、区の協力のもと地域が主体となって大森中・糺谷・蒲田地区防災街区整備地区計画が制定されたことは、災害に強いまち、環境に配慮した住みよいまちをつくり、防災まちづくりの規範となると委員会では考えている。

さらに、幅員4m未満の道路が多い羽田地区の防災まちづくりを推進するため、地域住民と防災に関する協議を進める中で、「羽田の防災まちづくりの会」が発足した。会では、「(仮称)防災まちづくり提言書」を今秋にも取りまとめ、区に提出する予定であるとの報告を受けた。

また、区は、木造住宅の耐震改修計画・設計費用の助成額増額、分譲マンション耐震化アドバイザー派遣や耐震シェルター等設置助成の新設、都が「特定緊急輸送道路」として指定した主要な幹線道路沿いの建築物の耐震診断や改修費用等の助成など、さまざまな耐震化助成制度の拡充を図っているとのことであった。

委員からは、区は制度を作るだけでなく、その制度を確実に実施するため、区民へより一層の周知に努めるべきであるとの認識で一致した。

(6) 視察の実施

- ・大阪府泉大津市（平成24年2月6日実施）

阪神・淡路大震災や東日本大震災などの状況から、近い将来の大規模災害に備えるため、地形や地質、交通網などが異なる自治体間で、応急対策や復旧措置などについて協力しあうシステムの構築が必要とされている。

こうした考えの下、協定を締結した自治体のいずれかで地震などの大規模災害が発生し、被災自治体では十分な応急対策などが実施できない場合、協定を結んだ自治体が被災自治体を支援することを目的に、「市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定」を、泉大津市をはじめ17市1町で締結している。

大規模災害時には、被災自治体は被害状況の把握、住民対応等に追われ、多くのさまざまな団体と連絡・調整するのにも限界がある。そのため、このネットワ

ークでは、応援取りまとめ自治体を設け、その自治体が被災した自治体の支援内容を調整するところに特徴がある、との説明を受けた。

また、協定相手方の庁舎所在地など「地勢」を知ることを目的に職員派遣を実施したり、合同での防災訓練、職員の異動や首長の交代にも対応できる体制を構築しているとのことである。

先般の委員会で、災害時協定は広域的に締結したほうがよいとの意見が出たことを受けての視察でもある。被災地に負担がかからないように職員宿舎を応援自治体自らが手配することを検討していることや、ネットワーク協定を結ぶには20市町くらいが上限ではないかななどの意見を聞き、視察できたことは、今後、区が他自治体と協定を結ぶに際して、有意義な知見を得たものと当委員会は考えている。

・和歌山県海南市（平成24年2月7日実施）

東南海・南海地震が発生した場合、和歌山県海南地区は県下最大規模の甚大な被害が予想されている。予測では津波による死者113人、建物全壊約8,000棟、被害想定額は約5,000億円とされ、従来の護岸等海岸保全施設の抜本的な見直しが急務となっていた。

このため、新たな防護ラインとして、整備費用約250億円、平成21年度から31年度を事業期間として、防潮堤や世界初となる「直立浮上式防波堤」などを整備中である。

委員からは、今回の東日本大震災をうけた被害想定の見直し、それに伴う整備の見直しについてたずねたところ、市や市民としては津波を完全に食い止めることより、早期完成を望んでいる。見直し等で完成が遅れたり、いつになるのかわからないようでは困り、津波から逃げるための時間を少しでも多く稼ぎたいとのことであった。

また、市では防災行政無線の周知、海拔表示板の設置、避難場所・経路の整備等を実施し、ハード対策とともにソフト対策も同時に進めるとの説明であった。

説明後、「直立浮上式防波堤」設置予定現地を視察したが、大田区も東京湾、多摩川に面していることもあり、津波による死傷者をなくし被害を軽減するため、有意義で参考になる視察であった。

(7) 危機管理対策と防犯対策

- ・「大田区生活安全協議会」の設置と「大田区民の生活安全向上に関する協働宣言」

区は平成17年度に、地域犯罪の発生防止と防犯活動の推進を図るといったことを目的として「大田区安全で安心なまちづくり条例」を制定したが、警視庁の最新の犯罪統計によると、区の犯罪総認知件数は都内自治体の中でも上位に位置し、看過できない状況となっている。

このような状況下、区内5警察署、警視庁から要望もあったことから、昨年10月、区は「大田区生活安全協議会」を設置し、行政、警察、関係団体、地域、区民が連携した取り組みを行い、より多くの区民が犯罪防止活動に積極的に参加することで区民一人ひとりの防犯意識の向上を目指すこととした。

そして、本年3月には「大田区民の生活安全向上に関する協働宣言」を区と区内5警察署で、共同で宣言したことについて、報告があった。

委員からは、協議会には区民の代表である区議会議員や、中立の立場で細かく指導・提案していくことのできる犯罪学の専門家を入れるべきであるとの意見が出され、積極的に関与していくべきであるとの姿勢が打ち出された。

また、会議の傍聴を認め、会議録を公開すべきであるとの意見が出されたことによって、当委員会に対して会議録が資料として提出された。

防災・防犯に対し備えすぎることは決してない。安全で安心して住み続けることができるまちをつくるため、今後も多様な視点・観点からの調査・研究を行っていく必要性を強調し、防災・安全対策特別委員会の中間報告とする。